

事業名	事業主体	採 択 基 準			
		事業内容	受益面積	末端支配面積	
防災ダム事業	防災ダム工事	県	洪水調整用のダム(余水吐その他の付帯施設含む)の新設、改修。	ha以上 100 (70)	ha以上
	防災ため池工事	県	洪水調節機能の賦与、増進のための農業用ため池の改修。	100 (70)	大規模
				40 (7)	中規模
			10 (7)	小規模	
ため池等整備事業	ため池整備工事	県	農用地、農業用施設等の災害を防止するために行う次に掲げるⅠ築造後の諸状況の変化に対応する場合又は人命・人家・公共施設に被害を及ぼす恐れのある場合に行うため池の新設もしくは変更又は新設と併せ行うため池の廃止及びこれらの付帯施設の整備(上記の内、高度な技術を要しないものに限る)	100 (70)	大規模
				40 (5)	中規模
		市 町 村 土地改良区	10 (5)	小規模	
			10以上	団体営	
		市 町 村 土地改良区 等	Ⅱ複数の農業用ため池の多面的な整備を図ることを目的として「ため池再編総合整備計画」に基づき実施する複数ため池及びこれらのため池に関連する用排水施設の新設、廃止、変更	5 (2)	団体営
用排水施設整備工事	用排水施設整備工事	県	Ⅲ築造後の諸条件の変化により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの付帯施設の整備(用排水整備)	400 (70)	大規模
				200 (70)	中規模
		市 町 村 土地改良区	20 (10)	小規模	
			20 (10)	団体営	
		市 町 村 等	Ⅳ流域開発等による流出量の増加等の他動的要因による溢水被害を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更(緊急防災)	400 (200) 20 20	大規模 中規模 小規模 団体営
	市 町 村 土地改良区 等	Ⅴ土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地等の災害を防止するために行う水路等の新設又は変更(土砂崩壊防止)	5 —	団体営	
農業用河川工作物応急対策事業	農業用河川工作物応急対策	県	河川管理施設等応急対策基準に照らして改善措置を要するものについて、災害を未然に防止するために行う頭首工、水門、樋門、橋梁等の整備、補強又は撤去。	ha以上	ha以上 大規模 中規模 小規模

湛 水 防 除 事 業	湛水防除 (排水施設整備)	県	既存の排水施設の耐用年数が経過する以前に、条件変化のため湛水被害を生じる恐れのある地域で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修。	400 300 30	大規模 中規模 小規模
	湛水防除 (排水管理施設整備)	県	排水施設整備工事で造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修。	1000 100	大規模 小規模
	湛水防除 (湛水防除施設改修)	県	排水施設整備工事で整備された施設の耐用年数が経過した以後に、その機能低下により、再び湛水被害を生ずる恐れのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更。	400 300 30	大規模 中規模 小規模